

報告第9号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成25年8月16日

大田原市長 津久井 富雄

損害賠償額の決定及び和解について

平成25年7月28日、大田原グリーンパークで開催中のソフトボール大会において発生した車両損傷事故について、これに起因する損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

1 損害賠償額 78,435円

2 和解の内容

(1) 大田原市は、相手方に対し車両損害額78,435円を支払う。

(2) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所、氏名

住所

氏名